
論 説

最近のスペイン法の動向

黒 田 清 彦

はじめに

1. 新政権下の立法動向
2. 婚姻・離婚に関する民法改正
 - 2-1. 画期的改正
 - 2-2. 同性婚
 - 2-3. 離婚
3. 男女平等法
4. 歴史記憶法
 - 4-1. 内戦・独裁の犠牲者調査委員会
 - 4-2. 歴史記憶宣言法
 - 4-3. 歴史記憶法
5. 妊娠中絶法
6. 刑法改正
7. 企業法の動向
 - 7-1. 経緯概観
 - 7-2. 会社の組織再編
 - 7-3. 外部監査、監査委員会およびコーポレート・ガバナンス統一コード
 - 1) 外部監査
 - 2) 監査委員会
 - 3) コーポレート・ガバナンス統一コード

はじめに

本稿は、2010年6月23日に南山学会定例研究会において「スペイン法 近時の立法動向管見」と題して発表した内容に加筆したものである。2009年4

月から2010年3月まで筆者がスペインにおいて過ごした研究休暇の成果の一部をまとめ、かつ、その後の新立法も視野に入れて、ここに改めて報告する。対象分野が多岐に亘る上に、特にここ1~2年の立法についてはさらに検討すべき点が多々あることは承知しているけれども、詳細は今後の課題として、我が国では知られることの極めて少ない彼国の注目すべき近時の立法¹⁾をまずは素描し、公知に付したいというのが筆者の意図である。

1. 新政権下の立法動向

2004年3月11日の列車爆破テロ²⁾の3日後に行われた総選挙の結果、PP (Partido Popular: 国民党) に代わって4年ぶりにPSOE (Partido Socialista Obrero Español: スペイン社会主義労働者党) 政権が復活した。サパテロ (José Luis Zapatero Rodríguez) 首相が率いる新政権は、新たな立法に次々と着手している。新立法や改正立法は数多くあるが、サパテロ政権下の変革として特別の注目を浴びる立法動向は、時系列では以下の通りである。

- ・2005年7月 民法改正
- ・2006年7月 歴史記憶年宣言法
- ・2007年3月 男女平等法
- ・2007年12月 歴史記憶法
- ・2009年4月 会社組織再編法
- ・2010年2月 妊娠中絶法
- ・2010年6月 刑法改正
- ・2010年7月 資本金会社法

本稿では、婚姻・離婚に関する民法改正、男女平等法、歴史記憶法、妊娠中絶法、刑法改正の順で素描し、会社に関しては、最後に企業法の動向の中で概説する。

2. 婚姻・離婚に関する民法改正

2-1. 画期的改正

2005年の民法改正の特徴としては、① 異性間の婚姻と同様の同性婚を認めたこと、および② 離婚につき原則として1年以上の別居期間があることを前提にした裁判上の離婚しか認められていなかった従来の制度を、婚姻締結後3カ月を経過すれば裁判上の離婚を請求できるとしたことを挙げることができる。いずれも、伝統的にカトリック教徒の多いスペインでは画期的な改正である。

2-2. 同性婚

同性間の婚姻については、周知のように、既に1994年2月8日のヨーロッパ議会が同性間の婚姻を禁止することに終止符を打ち同性間の婚姻にも異性間の婚姻と同様の権利を保障すべきことを決議している。スペインで同性間の婚姻が明示的に禁止されていたのではないけれども、正式の婚姻形態の表出と認められていたのでもないことは言うまでもない³⁾。しかし、実質的に夫婦と同様な共同生活を営む同性カップルの存在とそのような婚姻形態を法的に容認することを求める声は以前からあった。1996年来の保守党政権下では立法化に至らなかったが、サパテロ政権における立法者は、現実と法との乖離を解消すべく(立法理由1)、2005年に同性婚を容認する民法改正法案を成立させた。それが「婚姻を締結する権利に関して民法典を改正する法律第13号(Ley 13/2005, de 1 de julio, por la que se modifica el Código Civil en materia de derecho a contraer matrimonio)」である(施行:2005年7月3日)。以前からこの法案に反対していた国民党会派は、憲法裁判所に違憲訴訟を提起し

た。なぜなら、婚姻に関して規定するスペイン憲法第 32 条は、その第 1 項において、「男と女 (El hombre y la mujer) は完全な法的平等を以て婚姻を締結することができる」と宣言しているからである。この違憲訴訟は 2005 年 10 月 25 日に受理されているが、その後 6 年を過ぎた現在に至るも判決は出していない⁴⁾。

保守政党や教会筋の強い反対にもかかわらず、同法施行の最初の 1 年間で 4,500 カップルが誕生したと言われている。なお、施行後の問題として、相手が同性婚を認めない国の人間である場合、あるいは認めない国の人間同士の場合でも、当事者が合法的在留者ならば有効な婚姻と認めるとするのが司法省の見解である。

2-3. 離 婚

スペインにおいて離婚が法的に認知されたのは、1981 年の法律 (民法典中の婚姻に関する規定を改正し、婚姻の無効、別居および離婚の事由ある場合において遵守すべき手続きを定める法律第 30 号 : Ley 30/1981, de 7 de julio, por la que se modifica la regulación del matrimonio en el Código Civil y se determina el procedimiento a seguir en las causas de nulidad, separación y divorcio) によって、民法典第 1 編の婚姻に関する第 4 章が全面改正されたときである。しかし、そこでは、場合により短くて 1 年間、長ければ 5 年間は実効的な婚姻生活がないという条件が課されていた⁵⁾。この条件は、夫婦間の不和を長期に亘って忍従することを強いるとして一般に不評であったところ、裁判実務でも条件とされる前提を事件毎に判断するに際し、過度な厳格性を求めなかった⁶⁾。

そのような背景の中で、改正法 (別居および離婚に関し民法典ならびに民事訴訟法を改正する法律第 15 号 : Ley 15/2005, de 8 de julio, por la que se modifican el Código Civil y la Ley de Enjuiciamiento Civil en materia de separación y divorcio: 施行は 2005 年 7 月 10 日) は、婚姻締結後 3 カ月を経過しさえすれば、配偶者の双方または他方の同意を得た一方からの請求により離婚訴訟を提起する (別居⁷⁾訴訟も同

様) ことを可能としたのである(民法86条→81条1項1号:別居提訴のための3カ月の期間要件)。原告配偶者に対する、または双方もしくは一方の子もしくはは家族の生命、身体、自由等に対する危険が存することが証明されれば、3カ月の期間は不要とされ、配偶者の一方のみからの請求により離婚(別居も同様)を求めることができる(同81条1項2号)。俗に急行離婚(divorcio expresoまたはdivorcio expreso)と呼ばれている。但し、これは従前どおり裁判上の離婚であって(民法89条)、我が国のように協議離婚が認められたわけではない。

3. 男女平等法

1979年の国連総会で採択され、スペインでも1983年に批准された「女性差別撤廃条約」の後、数々の国際会議(例:世界人口会議1985年ナイロビ・1995年北京)や条約(例:1997年アムステルダム条約1999年発効)の影響を受け、より直接的には2002年と2004年のEU指令⁸⁾に基づいて、2007年には「男女平等法(Ley Orgánica 3/2007, de 22 de marzo, para la igualdad efectiva de mujeres y hombres)」が成立した(施行:2007年3月24日)。この法律は、公的部門・民間部門を問わずあらゆる分野での男女平等を目指すため、選挙法・労働法⁹⁾その他多くの法律改正を促した。男女平等法で言及される組織や会議体については、「均衡のとれた構成」(composición equilibrada)という文言がよく使われており、いわゆるクオータ制を採用している¹⁰⁾。同法の附則第1条によれば、それは一方が60%を超えず他方が40%を下回らない状態とされる。たとえば衆議院、自治州議会、市町村議会などの議員選挙の候補者リストでは男女いずれも40%以上を占めなければならないとされる(paridad electoral:附則2による総選挙法44条の2追加)。サパテロ政府自体、同法成立時では首相を含む18名の閣僚の半数が女性(今年10月の改造内閣では、首相を除く15名の閣僚中7名が女性)であり、特に公的機関は男女平等に積極的に取り組んでいるようである¹¹⁾。

他方、従業員間の男女平等が達成されていると判定された企業には、「企業内平等 (Igualdad en la Empresa)」という呼称とエンブレムが付与され、たとえば政府の援助や受注入札における優遇などの特典を享受できる(「企業内平等」エンブレムの認可および使用に関する2009年政令第1615号11条1項)。エンブレムは2009年11月12日の平等省令(3195/2009)で作成公開され、2010年3月20日の平等省令(869/2010)では、上記呼称とエンブレムの使用認可申請手続きが定められた¹²⁾。

他方、2008年から上場会社に遵守が義務付けられている後述の「適正ガバナンス統一コード」(全国証券市場委員会主導の自主規制)では女性取締役の選任を勧告している¹³⁾が、これが男女平等法を念頭に置いたものであることは明らかである。同法第75条は、この点につき、次のように定める。すなわち、「簡略式でない損益計算書を提出すべき義務を負う会社は、本法施行より8年の期間内に、均衡のとれた男女混在に達するまで一定数の女性を取締役に含めるよう努力するものとする」¹⁴⁾。「簡略式でない損益計算書を提出すべき義務を負う会社」すなわち損益計算書を簡略化できない会社というのは、後述の資本会社法(Ley de Sociedades de Capital: 以下LSC)により、直近2年度において、① 資産総額1,140万€超、② 純売上2,208万€超、③ 平均従業員250名超のうち2要件を満たす会社とされている(LSC258条)。資本会社(株式会社、株式合資会社および有限会社)において取締役会の設置が義務付けられるのは取締役の員数が3名以上の株式会社であって、そうでない場合は任意である(LSC210条)が、いずれにせよ、取締役会を設けた資本会社が上述の要件を満たす大会社である場合には、女性取締役を置くことを求められる。

4. 歴史記憶法

4-1. 内戦・独裁の犠牲者調査委員会

サパテロ政府は、衆議院本会議決議および閣議決定に基づき、2004年9月10日に「内戦およびフランコ主義の犠牲者の状況を調査するための省庁間委員会」(Comisión Interministerial para el estudio de la situación de las víctimas de la Guerra Civil y del franquismo)を設けた。ここでは、36民間団体¹⁵⁾との精力的な会合(公開、時間無制限、数々の請願)が持たれ、また一般市民からの1万4,000通に上る手紙や文書の内容を調査した。これらの精力的な作業の結果に基づき、委員会では法案の準備作業が行われた。当時の司法大臣ロペス・アギラール(Juan Fernando López Aguilar)氏¹⁶⁾の筆者宛書簡(2009年7月24日付メール添付ファイル)によれば、「市民および代表団体が果たした役割ならびに寄せられた豊富な補足文書類が、現状を解明するにつき大きな価値を有し、歴史記憶法の起草に決定的な要素となった」とのことである。

4-2. 歴史記憶宣言法

2006年は、スペイン第二共和制が成立した1931年から数えて75年、共和国政府軍対反乱軍の内戦勃発から数えて70年という節目に当たる年であった。そのため、同年7月7日の法律第24号によって、この年は「歴史記憶の年」(Año de la Memoria Histórica)とされ、内戦およびその後のフランコ独裁体制の犠牲となった人々を追悼するための方策が規定された。具体的には、2004年9月に閣内に設けられた犠牲者調査委員会が衆議院憲法委員会に対して報告書を提出すること、デザインなどの一般公募も念頭に置いた記念の切手や標章を作成すること、第二共和制、フランコ独裁および自由の

ための闘いに関する教育書籍・ビデオの出版や図書館所蔵を文化省や自治州に命ずることなどを内容とするものである。

4-3. 歴史記憶法

歴史記憶法 (Ley de la Memoria Histórica)¹⁷⁾の正式名称は、「内戦および独裁の間に迫害または侵害を受けた者の権利を承認して拡大し救済手段を設けるための法律」(Ley por la que se reconocen y amplían derechos y se establecen medidas en favor de quienes padecieron persecución o violencia durante la Guerra Civil y la Dictadura)で、この正式名称からも窺えるように、1936年(7月17日、北アフリカのメリーリャで軍事蜂起、翌18日フランコ将軍がカナリア諸島守備隊に蜂起指令)から1939年(4月1日フランコによる終結宣言)にかけて共和国政府軍と反乱軍との間で戦われた内戦およびフランコ独裁体制(内戦勃発から数えて約40年間)における犠牲者の復権を目的とするものである。もちろん、戦傷者や遺族に対する補償・救済が従来なおざりにされていたわけではなく、民主化(1975年11月20日フランコ死亡)以降、個々の法令によってそれなりの手当はなされてきたが、本法は、いわば補償・復権の拡大集大成であり、目新しい施策としては、スペイン各地で射殺され墓標もなく埋められたままの犠牲者の所在を捜索し身元を確認するための公的バックアップ、国外追放や亡命によって国籍を失ったり放棄せざるを得なかった者やその子・孫に、さらには内戦における国際旅団の義勇兵にも、スペイン国籍取得の途を開いたことである。

歴史記憶法は、2007年10月31日、衆議院本会議において、国民党(PP)とカタルーニャ共和主義左派(ERC)を除くすべての院内会派の賛成で可決¹⁸⁾、12月26日参議院通過により成立した同法は翌日から施行された。その後、同法を具体的に運用するため、内戦関係書類の整理、内戦および独裁時代に迫害を受けた人々(または遺族)の賠償・復権、亡命者や遺族あるいは内戦における国際旅団義勇兵のスペイン国籍取得などの手続きに関する政令・省令が公布されたり、具体的措置が採られたりしている。他方、独裁時代を象徴

する記念物の撤去は、同法成立前から行われており、その後も銅像やプレート撤去などが行われてきた¹⁹⁾。スペイン国籍の取得については、この法律で初めてのスペイン国籍取得例が報じられた(2008年)キューバでは、13万人以上がスペイン国籍を求めてハバナのスペイン領事館に申請しており、既に2,000人以上が国籍を取得している。アルゼンチンなど他のイベロ・アメリカ諸国でも取得例が報告されている²⁰⁾。

5. 妊娠中絶法

妊娠中絶については、母体の危険および胎児の重大な心身障害の場合ならびに強姦による妊娠の場合に、法定の厳格な要件の下で妊娠中絶が容認されていた(旧刑法417条の2)が、これらの場合でない限り妊娠中絶は認められず、出産を望まない妊婦は、闇で中絶を依頼するか国外に出て中絶手術を受けるしかなかった。このような状況下、女性の産まない自由を求める声が高まり、これを背景にした政府案は2008年12月17日に衆議院で可決された(賛成184, 反対158, 棄権1)。いわゆる妊娠中絶法(Ley de aborto, 正式には「性と生殖の健康および任意の妊娠中絶に関する組織法」: Ley Orgánica de Salud Sexual y Productiva y de la Interrupción Voluntaria del Embarazo)である。その骨子は、受胎14週目までであることを条件として、成年者はもとより、親の同意または許可がなくても16歳以上であれば未成年者(18歳未満)でも専門医への中絶依頼が可能(但し、中絶まで3日間の熟慮期間を要する)とするものである。2010年2月25日には参議院を通過し(賛成132, 反対126, 棄権1)、7月4日から施行されている。女性の権利・自由の主張(Pro choice: 産む・産まないの選択自由派)が胎児の生命尊重の主張(Pro life派)を制した形であるが、何とか国会で可決はされたものの、伝統的にカトリック信者の多いスペインでは反対論も根強く残っている²¹⁾。

6. 刑法改正

スペイン刑法は1995年に改正されたのであったが、その後の社会状況（テロ犯罪・性犯罪・交通事故・汚職など一向に減らない犯罪に加えて、いわゆるハッキング〔ハッカー行為〕をはじめとする様々なネット犯罪・臓器違法売買・環境汚染などの新たな触法行為）に鑑み、司法当局は刑法改正を検討していた。そして、2009年11月13日、閣議決定された刑法改正案は衆議院に上程され、2010年4月30日に衆議院での採択、同年6月9日に参議院での採択、同月22日に国王の裁可を経て、翌23日に公布された。それが「刑法典改正に関する1995年11月23日組織法第10号を改正する2010年6月22日組織法第5号（Ley Orgánica 5/2010, de 22 de junio, por la que se modifica la Ley Orgánica 10/1995, de 23 de noviembre, del Código Penal）」である（施行は60日後の2010年12月22日）。

改正刑法の特徴は、全体として犯罪の重罰化が図られたこと、および新たな犯罪類型を設けて処罰対象としたことである。もっとも、重罰化と言っても、死刑が復活したのでもなければ、最高40年の禁固刑の制限に変更が加えられたわけでもない²²⁾。個々の犯罪の量刑に言及することは割愛するが、取り上げるべき重罰化の例としては、性犯罪、特に年少者に対する性的虐待、汚職（贈収賄・違法工事と監督官庁の責任）、不動産の不法占拠や graffiti と呼ばれる落書き、交通法規違反など、いずれも今日的な社会問題とされてきた事項である。

重罰化の一態様として最も注目を浴びたのは、テロ殺人の時効廃止である。従来、刑法は、人道に対する罪、ジェノサイド、および戦時において保護される人および財産に対する罪の3種類の犯罪について時効を認めなかったが、今回の改正では、時効を否定する第131条第4項に、「人の死を惹起した場合」の「テロ犯罪 (delitos de terrorismo)」を加えたのである。テロ犯罪との関係においては、テロ行為のみならず、その周辺行為も処罰の対象に

すべきであるとの議論が以前からあった。そこで、新法は、テロ犯罪を規定する現行の第 571 条～580 条を改正して、テロ要員の確保・教育・訓練およびテロリストへの資金援助も新たな犯罪類型とした。

テロ問題といえば、従来はフランコ時代からテロ活動を行ってきたバスクの ETA (Euskadi Ta Askatasuna: 祖国と自由) —— 1959 年 (一説には 1961 年) に誕生したバスク民族主義運動の中核組織 —— と同義語であったし、最近でも、2009 年には 3 名の警察官が ETA メンバーに仕掛けられた自動車爆弾の爆発によって殉職している。しかし、冒頭に触れた 2004 年の 11-M 事件に象徴されるように、イスラム過激派の無差別テロも新たな脅威となってきている。日本では 2010 年 4 月 27 日、法定刑に死刑が含まれる重大犯罪につき公訴時効を廃止または延長する法改正が成立したが、テロ事件という状況は日本と異なるものの、スペインでも犯罪被害の遺族の声が時効廃止に大きく作用したのである。

今回の改正で新たに設けられた犯罪は多数に上るが、今日的な類型が目立つ。たとえば、スペインは世界でも有数の臓器移植国として知られているが、臓器の違法取引も後を絶たない。そこで、新法は、第 156 条の 2 を追加して、「他人の臓器の違法な入手もしくは取引またはその移植を奨励し、これに特典を与え、便宜を図り、またはその広告をなした者 (los que promuevan, favorezcan, faciliten o publiciten la obtención o el tráfico ilegal de órganos humanos ajenos o el transplante de los mismos)」を 3 年から 12 年の禁固に処することとした。いわゆるハラスメント (acoso) も社会問題となっており、侮辱罪・中傷罪を定める第 173 条第 1 項には職場や住居におけるハラスメントを追加、6 カ月から 2 年の禁固に処せられる。世界的な問題となっているネット犯罪は、詐欺罪の一態様として第 248 条に規定されていたが、タイプ別に同条で構成要件が具体化された。

7. 企業法の動向

7-1. 経緯概観

近時の企業法分野は、我が国の商法改正の経緯がそうであるように、世界的にめまぐるしく変わってきている。スペインでは、特に EC (現 EU, 以下同様) 加盟²³⁾後の企業立法は特に顕著で、証券取引所に関する商法第 I 編第 5 章第 1 節および第 6 章第 2 節は削除されて証券市場法 (Ley 24/1988, de 28 de julio, del Mercado de Valores) が成立した 1988 年には、EC 第 8 指令に基づいて会計監査法 (Ley 19/1988, de 12 de julio, de Auditoría de Cuentas) が成立した。さらに、翌 1989 年 7 月 25 日法律第 19 号「会社についての商事立法の一部改正および EEC 指令への適合に関する法律」(Ley 19/1989, de 25 de julio, de Reforma parcial y adaptación de la legislación mercantil a las Directivas de la Comunidad Económica Europea (CEE) en materia de sociedades) は、EC 加盟の影響を受けた例の最たるものである。これに基づいて、商法・株式会社法・有限会社法・商業登記規則などが大きく改正された。

1990 年代にはスペインでは一連の企業不祥事が起こり、コーポレート・ガバナンスの必要が強く認識されるようになった。その結果、政府主導、かつ全国証券市場委員会 (Comisión Nacional del Mercado de Valores) の肝煎りで、1998 年 2 月にオリベンシア報告、2003 年 1 月にはアルダマ報告というコーポレート・ガバナンスの指針が策定された。これが 2008 年から上場会社に適用されている 2006 年 5 月の「適正ガバナンス統一コード」(後述) に繋がる。なお、この間、2002 年 11 月には「金融システム改革法」が制定され、上場会社に社外取締役の過半数で構成される監査委員会を設けるべきことが義務付けられた。また、2003 年 7 月には、コーポレート・ガバナンスの観点から、株式会社法および証券市場法が一部改正された。この間の状況につい

ては、以前本誌において紹介した通りである²⁴⁾。

EU がらみの改正として最近の例では、二層式経営機構の選択と労働者の経営参加を認めるヨーロッパ株式会社に関する規定が株式会社法に追加された(2005年11月)こと、計算関係の規定がEU基準に合わせて商法に追加された(2007年7月商法改正)こと、上記証券市場法が改正された(2007年12月)ことや会社の組織再編に関する立法がEU諸指令に基づいて立法された(2009年4月)こと、そして、この会社組織再編法の最終規定第4条に基づき、2010年7月に、株式会社・株式合資会社および有限会社をまとめて規整する前述の「資本金会社法」(正式には Real Decreto Legislativo 1/2010, de 2 de julio, por el que se aprueba el texto refundido de la Ley de Sociedades de Capital: 略称 LSC) が成立した(施行は2010年9月1日)ことが挙げられる。

7-2. 会社の組織再編

会社の組織再編に関しては、EU指令(主として2005年56号, 2006年68号, 2007年63号)を取り入れた「商事会社の組織再編に関する法律第3号(Ley 3/2009, de 3 de abril, sobre modificaciones estructurales de las sociedades mercantiles)」(施行は3カ月後の2009年7月3日)により、従来の株式会社法第8章「組織変更, 合併および分割」(233~259条)は廃止された(組織再編法廃止規定1)。同法は、会社組織の組織変更ならびに合併・分割および事業全部譲渡という狭義の組織再編を規律する²⁵⁾。と同時に、グローバル化の現状に鑑み、会社住所の国外移転についても、総会の決議を要求し(同法97条)、反対株主や反対債権者の保護を定める(同法99条, 100条)などの規定を設けた。

組織変更については、商事会社なら他の如何なる商事会社にも組織変更することが認められる(組織再編法4条1項)。商事会社を民事会社や民法上の組合に組織変更することは、商事会社としての目的を変更する(商事会社でなくなる)ことになるから認められないが、民事会社や民法上の組合を商事会社に組織変更することは認められる(同条3項)。清算中の会社は、社員間の残

余財産分配を開始しないのなら、組織変更することが認められる（同法5条）。経済利益団体（agrupación de interés económico）²⁶⁾は、如何なる種類の商事会社にも組織変更することが認められるし、その逆も認められる（同法4条2項）。協同組合（sociedad corporativa）を民事会社や民法上の組合に組織変更する場合には協同組合に関する立法に委ねなければならないが、商事会社に組織変更することは本法によって認められている（同法7条）²⁷⁾。

合併については、組織再編法は、手続きを簡素化し、同時にその費用を削減することを企図した。また、一般的に合併制度を規律するだけでなく、EU諸国の国境を越えた域内合併制度も規律する。吸収会社が消滅会社の完全親会社の場合（組織再編法49条）と90%超親会社の場合（同法50条）には、合併計画書の記載事項が簡素化される、吸収会社の株主総会決議が省略されるなど、合併は行い易くなった。また、国境を越えた合併に関するEU指令も盛り込まれて相異なる国の会社の域内合併が容易となった（同法54～67条）。

会社分割には全部分割（escisión total）と部分分割（escisión parcial）がある。全部分割では、分割会社（sociedad escindida）は消滅し、その財産は2以上の部分に分けられる。その分割された部分は、一括して既存または新設の他会社（複数の承継会社：sociedades beneficiarias de escisión）に移転する。したがって、消滅する分割会社の株主・社員は、承継会社における一定数の株式または持分を、分割会社において有していた株式または持分の割合に応じて付与される（組織再編法69条）。他方、部分分割では、分割会社は消滅せず存続する。しかし、経済的単位を構成する一部の財産は、一括して既存または新設の他会社（1または2以上の承継会社）に移転する。その一括譲渡と引き換えに、分割会社の株主・社員は、分割承継会社の株式または持分を、分割会社において有していた株式または持分の割合に応じて受け取る（組織再編法70条）。

いずれの会社分割も、基本的には従来と同様の方式、すなわち承継会社の株式または持分を分割会社の社員に付与する人的分割である。しかし、組織再編法では、部分分割の形ではあるが承継会社に譲渡される財産の対価（承

継会社の株式または持分)は分割会社の株主・社員ではなく分割会社に交付されるという、物的分割 (segregación) が導入された (組織再編法 71 条)。

さらに、組織再編法は、「会社財産の一括譲渡による子会社設立」という再編手法も導入した。これによれば、① 会社はその財産全部を他者に一括譲渡する、② 譲受人は新設会社である、③ 新設会社の株式または持分は譲渡会社に交付される。目的は持株会社の設立であり、この持株会社が完全子会社を通じて企業活動を展開することになる。これも会社分割の特殊類型と考えられ、分割に関する規定の適用が準用される (組織再編法 72 条)。

以上の分割制度は、合併につき定められたところに従う (組織再編法 73 条 1 項)。但し、分割計画書において、移転する資産および負債の項目選定および割当て、新設会社もしくは存続会社の資本に対応する株式または持分の分割会社株主・社員間における割当てを定めなければならない (同法 74 条)。

組織再編法では、スペインで初めて、事業の全部譲渡が定められた (組織再編法 81~91 条)。すなわち、会社は、全財産を包括承継により、1 人もしくは複数の株主・社員または第三者に、譲受人の株式または持分を対価としないで一括譲渡できる。事業譲渡の対価が全部株主・社員に直接交付されるときは、譲渡会社は消滅する (組織再編法 81 条 2 項)²⁸⁾。

7-3. 外部監査、監査委員会および

コーポレート・ガバナンス統一コード

1) 外部監査

周知のように、スペインでは 1989 年の株式会社法改正で監査役が廃止され、一定規模以上の株式会社における外部監査 (会計士監査) が義務付けられた。外部監査は、百数十社に過ぎない上場会社については 1964 年から行われていたのであるが、1989 年以降において対象会社は大幅に広がったことになる²⁹⁾。一定規模以上の会社の義務ということは、比較的小規模な会社、すなわち貸借対照表を簡略化することが許されている会社はその義務を免除

されるということであり、その例外基準は、現行法によれば、次の通りである（金額は2007年7月4日法により改定）。すなわち、直近の2年度続けて、a) 資産の合計が285万€以下、b) 年間の純売上高が570万€以下、c) 年度内平均雇用労働者数が50名以下のうち、2要件を満たすことである（LSC257条1項）。換言すれば、a) 資産の合計が285万€超、b) 年間の純売上高が570万€超、c) 年度内平均雇用労働者数が50名超のうち2要件を満たす会社は、外部監査を義務付けられる³⁰⁾。

2) 監査委員会

他方、2002年に成立した「金融システム改革法」（Ley 44/2002, de 22 de noviembre, de Medidas de Reforma del Sistema Financiero）は、証券市場法に附則第18を付加して、上場会社に、監査委員会（Comité de auditoría）の設置を義務付けた（47条）。監査委員は、取締役会が業務を担当しない取締役（consejeros externos: 以下「業務外取締役」³¹⁾）の中から過半数を選出して、委員長を互選とする（同条）。全員を業務外取締役とすべきであるとするオリベンシア報告に従っている。委員長の任期は4年で、終任後1年を経過すれば再任も可能である他、員数・権限および運営規範は定款自治に任される（同条）。

監査委員会は、少なくとも以下の権限を保障されている。すなわち、① 監査委員会の権限につき株主が提起した質問につき株主総会において報告すること、② 会計監査人の選定に関して株主総会に付議する議案を取締役に提出すること、③ 企業組織内に内部監査機関があるときは、その業務を監査すること、④ 会社の金融情報プロセスおよび内部統制システムを了知すること、⑤ 会計監査人の独立を危うくする可能性のある問題その他会計監査の進行過程に関する問題につき報告を受け、会計監査法および監査に関する技術的規範に定められた連絡を受ける、会計監査人との連携を保つこと、である（47条）³²⁾。

3) コーポレート・ガバナンス統一コード

以上の法規制とは別に、上場会社に可能な限りの透明性を要求するため、全国証券市場委員会で作成された「適正ガバナンス統一コード」(Código Unificado de Buen Gobierno)が2008年1月1日から上場会社に適用されている。ここでは、主として会社の経営機構をめぐる58項目のルールが勧告(recomendaciones)という形で定められている。いわゆる「遵守せよ、さもなくば説明せよ(cumplir o explicar)」というルールであるから、履行が義務付けられる法規範ではない(上場会社は、全国証券市場委員会に提出する年次報告において、遵守しなかったかできなかった勧告およびその理由の一覧表を開示しなければならない:市場自主規制)が、我が国の委員会設置会社との対比で以下素描する。

前に述べたように、上場会社では、業務外取締役のみから成る監査委員会の設置が義務付けられるが、統一コードでは、これに加えて、指名委員会(Comisión de Nombramientos)および報酬委員会(Comisión de Retribuciones)または指名・報酬委員会(Comisión de Nombramientos y Retribuciones)を設けることを勧告する(勧告44)。監査委員会を含め、これらの委員会は監視・統制委員会(Comisiones de supervisión y control)と呼ばれる。監査委員会のメンバーが全員業務外取締役であることを要求されるのに対して、指名委員会および報酬委員会または指名・報酬委員会では、いずれもメンバーの過半数が業務外取締役であればよい(勧告54)。そして、社内の内部統制コードやコーポレート・ガバナンス規則の遵守に対する監視は、監査委員会の任務であるのは当然であるが、指名委員会またはこれらと別個の遵守委員会もしくはコーポレート・ガバナンス委員会を設けるときは当該委員会もその任に当たる(勧告45)。

監査委員会について、統一コードは、以下の事項を勧告する。すなわち、1) 監査委員、特に委員長は、経理、監査または危機管理に関する知識・経験を考慮して選任する、および2) 内部統制を監視し、その責任者から作業計画や報告を受ける(勧告46~48)。その管轄事項のうち、危機管理政策に関しては、少なくとも次の事項を明らかにすべきことを勧告する。すなわち、

a) 会社が直面する危機の態様（業務、技術、財務、法務、風評等）、財務または経済的な危険における偶発的な負債その他貸借対照表外の危険、b) 会社が引き受けられると考える危険のレベルの設定、c) 危険が具体的になった場合においてその衝撃を和らげるために用意する方策、ならびに d) 偶発的な負債その他貸借対照表外の危険を含め、これらの危険を制御し管理するのに用いられる情報および内部統制のシステムである（勧告49）。この情報および内部統制のシステムについては、a) 会社およびグループに関する財務情報の集積の過程および統合を監視し、規範条件の遵守、連結の境界の適切な範囲および計算規準の正しい適用を監査すること、b) 主要な危険が認識され、管理され、適宜な知せしめられるため、内部統制および危機管理のシステムを定期的に見直すこと、c) 内部監査機能の独立性および実効性を監視し、内部監査業務の責任者の選任、再任、解任を提案すること；内部統制業務の予算を提案すること；その活動につき定期的な報告を受けること；その報告の結論および勧告を経営トップが考慮に入れているかを検証すること、および d) 従業員が企業内部で気づく潜在的に重大な不正、特に財務および会計の不正を内密に、また適切と考えられるときは匿名で告知することを認めるメカニズムを設定し、監視すること、である（勧告50-1）。他方、会計監査人との関係においては、a) 会計監査人の選任、再任および解任の議案ならびにその契約条件を取締役に上申すること、b) 会計監査人から監査計画およびその実施に関する情報を定期的に受け、経営トップが会計監査人の勧告を考慮に入れているかを検証すること、c) 会計監査人の独立性を確保するために、i) 会社は、会計監査人の交代を重要な事実として全国証券市場委員会に知らせ、前会計監査人と会社との間に意見の相違があったときはその旨およびその内容を添付すること、ii) 監査業務とは異なる業務に関する現行法規、会計監査人の業務集中および独立性を確保するために定められたその他の法規を会社および会計監査人が尊重することを保証すること、iii) 会計監査人の辞任の場合においては、その原因となった状況を調査すること、ならびに d) グループ会社の場合においては、グループを構成する企業の監

査の責任をグループ会計監査人が引き受けるようにすることを求めている(勧告50-2)。取締役会との関係については、監査委員会は、以下の事項を各々取締役会の決議採択に先立って、取締役会に報告することが求められる。すなわち、a) 上場会社として会社が開示すべき財務情報(委員会は、中間決算が年度決算と同じ会計基準で行われることを確保し、そのために会計監査人の限定監査の根拠を考慮しなければならない)、b) 特別目的の団体またはタックス・ヘブんとみなされる国もしくは地域に住所を有する団体における持分の創設または取得、および、その複雑性からグループの透明性を損なうおそれのある類似の取引や業務、ならびに c) 利益相反取引(但し、その事前報告の権限が他の監視・統制委員会に付与されたときを除く)である(勧告52)。取締役会は、監査報告には留保も限定も付さないで計算書類を総会に提出すべきであるが、留保や限定が存在する例外的な場合においては、監査委員会の委員長は会計監査人とともに、これらの留保や限定の内容および範囲を株主に対して明らかに説明しなければならない(勧告53)。

取締役会から株主総会に上程される取締役選任案、再選案および欠員補充案は、取締役会の承認を必要とするが、それが独立取締役(consejeros independientes)³³⁾の場合には指名委員会の提案に拘束されるが、独立取締役でない場合には、指名委員会は候補者に関する単なる報告を提出するだけであるので、取締役会は指名委員会の報告に拘束されない(勧告27)。この他、指名委員会は、以下の事項を担当する。すなわち、a) 取締役候補者が取締役会において必要な能力、知識および経験を査定すること、したがって、各欠員を埋めるべき候補者に必要な機能および適性を定め、取締役の職務をよく果たすために必要な期間および任務を査定すること、b) 会長および最高経営責任者(primer ejecutivo)の地位継承を、適切と判断される形で検討し準備し、必要があれば、地位継承が整然となされるよう取締役会に提案を行うこと、c) 最高経営責任者が取締役会に提案する経営トップの選任・解任につき報告すること、ならびに d) 統一コードの勧告に示されたジェンダー・ダイヴァシティ問題につき取締役会に報告すること、である(勧告55)。また、人

事が特に業務執行取締役に関する事案であるときは、会社の会長および最高経営責任者に諮ることが求められる（勧告56）。

報酬委員会は、a) 取締役および経営トップの報酬に関する政策、業務執行取締役の個人別報酬その他の契約条件、および経営トップの基本的な契約条件につき、取締役会に提案を行うこと、ならびに b) 会社が定めた報酬政策の遵守を監視することを任務とする（勧告57）。同時に、報酬につき、特に業務執行取締役および経営トップに関する事案であるときは、会社の会長および最高経営責任者に諮ることが求められる（勧告58）。

注

- 1) 「日本スペイン法研究会」がサラゴサ大学法学部と協力して2010年5月30日に上梓した『現代スペイン法入門』（嵯峨野書院）は、スペイン法を概観する日本初の解説書であるが、当然のことながら、2010年7月4日施行の妊娠中絶法、同年9月1日施行の資本金会社法、同年12月22日施行の改正刑法などは含まれていない。
- 2) 11-M 事件。2001年のアメリカ合衆国における9-11事件に次ぐ、イスラム過激派による大規模爆破事件。通勤・通学時刻の利用客のうち191名が死亡、1,858名が負傷した。バスクのETAによるテロ事件という政府の主張と全く異なる事実が明らかになったため、アスナール（José María Alfredo Aznar López）率いる国民党が総選挙で敗退するという結果に繋がった。
- 3) 旧民法第44条：「男と女は、本法典の規定に従い婚姻を締結する権利を有する。」
なお、改正法では、本条に第2項を付して、次のように規定した。「婚姻は、締結者が同性であれ異性であれ、同じ要件および効果を伴うものとする。」
- 4) 憲法第32条第1項の規定が意味するところは、異性間の婚姻が憲法上保障されている婚姻形態であり、そのように解することが性差別を禁ずる憲法第14条の規定に抵触するものではない、というのが最高裁の立場である（最高裁決定1994年ATC222）。これは、同性間の婚姻を認めないことが、婚姻の自由を保障するヨーロッパ人権条約第12条違反にはならないとするヨーロッパ人権裁判所の判例（1986年10月17日REES事件、1990年9月27日COSSEY事件）と軌を一にするものである。それでは、同性間の婚姻は有効に成立しないということになるのか、が問題となる。同性婚違憲の訴えを受けたスペイン憲法裁判所の結論が待たれるところであるが、上述の最高裁見解は、異性間の婚姻が憲法上保障されているのではないという意味を有するに過ぎず、立法者が婚姻の形態を拡大することは認められるとするのが通説であり、最高裁の見解から同性間婚姻の禁止が演繹されると解するのは

誤りであろう (Uriás Martínez, Joaquín, en “Comentarios a la Constitución Española”, Fundación Wolters Kluwer, 2008, pág. 896)。

- 5) 具体的には3類型が規定されていた。まず、1) 裁判所に対して別居容認請求の訴えが提起された後1年以上実効的な婚姻生活がない場合で、① 配偶者の合意により提訴されたときは婚姻締結から1年以上が経過していること、② 配偶者の一方から提訴されたときは別居請求に対する裁判所の判決が確定した後1年を経過しているか、または別居請求に対する判決が下されないまま1年を経過しているかが要求された (旧民法 86 条 1 号・2 号)。次に、2) 2年以上実効的な婚姻生活がない場合で、これには、① 配偶者がその自由な意思に基づいて事実上の別居を合意した後もしくは別居判決が確定した後または配偶者の一方の失踪宣告の後、2年を経て配偶者のいずれかが離婚を請求する場合と、② 事実上の別居を開始するときに配偶者の一方が別居原因に該当する行為をなしていたことを他方が証明することを条件として離婚が認められる場合とがあった (同条 3 号)。最後に、3) 5年以上実効的な婚姻生活がない場合には特に条件は付けられなかった (同条 4 号)。
- 6) 改正法立法理由書 (Exposición de Motivos)。
- 7) Separación. ラテン語で *divortium a mensa et thoro* (婚姻中でも食卓と寝床は共にしない卓床離婚) と称される制度で、宗教上の理由から本来の離婚が認められなかった時代のローマ法の名残が今も続いている。
- 8) 「雇用へのアクセス、職業訓練および昇進ならびに労働条件に関し、男女待遇平等の原則を適用する」指令 76/207 号を改正する指令 2002/73 号と「財およびサービスならびにその供給へのアクセスに男女待遇平等の原則を適用する」指令 2004/113 号。
- 9) 2日に過ぎなかった父親の育児休業が原則 13 日とされ (附則 11 による労働者憲章 48 条の 2 追加)、2015 年には 4 週とすることが企図されている (母親の育児休業は旧来どおり 16 週)。
- 10) Quota (Cuota) 制は、ノルウエー発祥 (1978 年「男女平等法」が 1988 年に改正され 40% 基準が設定された) の制度。
- 11) 当時、副首相 3 名のうち 2 名も女性、国防大臣も女性であり、2008 年には労働・社会省から平等省 (Ministro de Igualdad) が独立して、初代大臣に 31 歳の女性が史上最年少で迎えられ、注目を浴びた。このような状況に対して、イタリアのベルスコエニ首相が「スペイン政府はピンクすぎる」と揶揄して物議をかもしたことは有名である。ちなみに、スペインの大学は、数少ない私立は別として (殆どが自治州立)、クォータ制が遵守されている。
- 12) 2010 年 6 月 12 日に東京のセルバンテス文化センターで開かれた国際会議「女性のエンパワーメント」でも、このエンブレムが使用され、日本でも知られるようになった。
- 13) 勧告第 15 ジェンダー・ダイヴァシテイ (Diversidad de género) : 女性取締役の

員数が僅少または不存在のときは、取締役会は、その理由およびかかる状況を矯正する方策を説明すること。特に指名委員会は、新たな空席が生じた際に以下のことを監視すること。

- a) 選出手続きが女性取締役の選出を妨げる暗黙の方針 (sesgos implícitos) を有しないこと。
 - b) 求められる専門職としての適性 (perfil profesional) を備えた女性を会社が然るべく探して有力候補に含めること。
- 14) ただ、この規定に対しては批判が少なくない。① ‘procurarán’ (努力するものとする、務めるものとする) という表現が厳密さを欠く、② 8年後に「均衡のとれた男女混在」が達成されなかった場合の罰則がない、③ 会社の経営者としての業績・能力に言及がない、などの批判である (Huerta Viesca, María Isabel, “Las Mujeres en la Nueva Regulación de los Consejos de Administración de las Sociedades Mercantiles Españolas (Artículo 75 de la Ley Orgánica 3/2007, de 22 de marzo, para la Igualdad Efectiva de Mujeres y Hombres)”, Aranzadi, 2009, págs. 305 y sigtes.)。なお、同条第2項によれば、本法施行前に選任された取締役の任期が満了するのに対応してなされる選任については、この8年という制限は延長される。
- 15) これら民間団体の一部を列挙すれば、旧フリーメーソン・スペイン本部 (Gran Logia de España de MASONES Antiguos, Libres y Aceptados)、フランコ主義による被抑圧第二共和制家族・友の会 (Asociación de Familiares y Amigos Represaliados de la II República por el franquismo: AFARIIREP)、歴史の記憶回復協会 (Asociación para la Recuperación de la Memoria Histórica: 複数の地方協会あり)、国際旅団友の会 (Asociación de Amigos de las Brigadas Internacionales: AABI)、スペイン亡命者子孫の会 (Asociación de Descendientes del Exilio Español) などである。
- 16) 筆者の旧友で憲法学者。2009年7月よりヨーロッパ議会議員。
- 17) 同法の翻訳・紹介として、拙稿「スペイン『歴史の記憶に関する法律』(2007年12月26日法律第52号)」南山法学第32巻第1号151頁以下；成立過程に関する論考として、加藤伸吾「スペイン『歴史記憶法』の成立過程(2004年～2008年)」外務省月報2008/No.4がある。
- 18) 実は、2004年に設置された上述の調査委員会に先立つ2002年11月20日には、衆議院の憲法委員会 (Comisión Constitucional) においてフランコ体制非難決議が全会一致で採択されている。これは国民党政権下のことであるが、この決議で充分であるというスタンスの同党は、「古い恨みを呼び起こしたり、憎しみを蘇らせたり、報復の欲望を掻き立てるための武器として過去を使わない」という決議の趣旨に悖るとして、歴史記憶法に反対した。国民党によれば、社会労働党政府の態度は、自らに都合の良い政治的立場から歴史を操作し歪曲し、さらには過去を政治的な武器として利用し現在のスペイン社会に偽りの分断を持ち込むものであって、これで

は、過去を決して対立的要素として利用すべきではないという合意を基礎にスペイン人の間の和解を促進した1978年憲法の約束もまた同じ理由で守られないことになる。国民党は、「各々の市民および親族の記憶に対する個々の権利」などは国際人権宣言にもスペイン憲法にも規定されていないのであり、全く内容のない権利を持ち込んだ政府の主導は無意味であると断じ、既に済んでしまった (ya prescritas o juzgadas: 時効にかかった, または判断の終わった) 過去の行為を判定するという権限を政府は委任されていない, と主張した。

同じ野党でも, カタルーニャ共和主義左派が賛成票を投じなかったのは, 国民党とは逆に, 歴史記憶法が歴史的な要請を何ら取り入れていない, フランコ主義が残した傷を塞ぐ本質的な中身の大部分が欠けている, 1931年に合法的に成立した共和国に対する1936年の軍事蜂起の非合法性にも触れていない, フランコ独裁体制の抑圧行動・その裁判所および軍隊や警察組織による弾圧の犯罪性に言及していない, という理由からである。

ついでながら, スペイン国民の声や反応を以下に箇条書きで素描する。2007年における新聞報道: 64%が内戦と独裁の調査を望む(7月18日付エル・パイース紙)。54%が「歴史の記憶に関する法律」に賛成(7月23日付エル・ムンド紙)。Pro: 独裁の記念物は早期撤回すべきである, 「憲法の生みの親たちは, どうして私の祖父をドブに放置しておくのか」(ARMH: 歴史の記憶回復協会のWeb. 標題) ……政府の積極的対応の欠如を批判。Anti: 一連の措置は古傷を抉るようなもの, 「歴史の記憶(Memoria Histórica)」ではなく「ヒステリックな記憶(Memoria Histórica)」に関する法律である, 行方不明の原因も分からなかった人の遺骸が発掘され, それが共和政府(または反政府)側の犠牲者をひとまとめにした墓穴であることが判明したとき, そして遺族の近くに反政府(または共和政府)側の子孫が存在した場合, 新たな憎しみを生むことになる, 遺物(唯物)に過ぎない遺骸を今さら発掘して何になる……。

- 19) たとえば, 2005年3月16日に, 賛成派と反対派との衝突や混乱を避けるため深夜から17日未明にかけて, マドリー最後のフランコ騎馬像が勧業省前から撤去された。筆者滞西中の2009年には, フランコの「マドリー名誉市長」・「マドリー金メダル」などの栄誉を市議会決議で剝奪(6月25日), バレンシアの軍病院入口に掲げられたフランコ主義を表す紋章の撤去(7月27日), タラゴナ県のアンボスタという町の市議会で「市の名誉メダル」・「永遠の名誉市長」称号の剝奪決議が行われ(同日), バルセロナ市にあるフランコ主義を表すプレート336個の市予算による撤去が開始された(7月30日)。
- 20) イベロ・アメリカでは, その歴史的関係からスペインとの条約により国民が二重国籍を有することを認められている諸国があり(コロンビア, アルゼンチン, ペルー, チリ, エクアドル, ボリビア, ドミニカ共和国, ホンジュラス, コスタリカ, グア

テマラ、ニカラグア、パラグアイ)、これらの国の国民がスペイン国籍を取得しても、従前の国籍を捨てる必要はない。

- 21) 法案が衆議院を通過した後、司法評議会 (Consejo General del Poder Judicial: CGPJ) は、司法権組織法の規定に基づいて、同法案を検討した。すなわち、基本的人権に関わる問題や合憲や違憲かなどが問われる法案につき、同会議は検討して、その結果を国会に報告することが義務付けられている (同法 108 条 e 号)。21 名の司法評議会委員の意見は 10:10 の賛否同数に分かれ、1 名が棄権した。さらに、議長 (最高裁長官) が PSOE 政権から指名されたにもかかわらず政府案に反対票を投じたことが話題を呼んだ。賛否同数の場合は議長にキャスティングボートがあるため、結局この報告書では法案反対の結論が出る結果となったのであるが、理由は必ずしも明らかでないものの、報告書は国会に提出されなかった。もっとも、この間の事情は新聞等で報道された周知の事実であり、他方、報告書を受けたとしても、立法府はこれに拘束されるものではない。

- 22) スペイン刑法における量刑に関する規定は、以下の通りである。

第 36 条

第 1 項

禁固刑は、最短 3 月にして最長 20 年の期間とする。但し、本法典の他の規定が例外として定めるところを除く。

(20 年原則の例外の一つ: 殺人が ① 謀殺, ② 利益供与による囑託殺人, ③ 故意かつ非人道的な方法で苦痛を強める残虐性を伴う殺人, のうち 2 要件を満たしたときは 25 年: 140 条など)

(以下略)

第 75 条

複数の違反に対する刑のすべてまたはいずれかが違反者にとって同時に服することのできないときは、可能な限りにおいて、各々の重さの順に従い刑に服するものとする。

第 76 条

第 1 項

前条の規定にかかわらず、罪を犯した者に対する刑の実質的 (筆者注: 原語 efectivo = 有効な → 拘禁期間の考慮) 最大限は、犯した罪のうち最も重いものの 3 倍を超えてはならず、(拘禁期間が) 最長期間を満たしたときは、20 年を超えない範囲において、これを失効させることを宣告するものとする。但し、刑の最長期間の例外は、以下の通りとする。

- a. 2 個以上の刑を宣告され、そのいずれかが 20 年までの禁固であるときは 25 年。
- b. 2 個以上の刑を宣告され、そのいずれかが 20 年を超える禁固であるとき

- は 30 年。
- c. 2 個以上の刑を宣告され、そのうちの少なくとも 2 個の刑が 20 年を超える禁固であるときは 40 年。
 - d. 2 個以上が本法典第 2 編第 12 章第 5 節第 2 款のテロの罪で、そのいずれかの刑が 20 年を超える禁固であるときは 40 年。
- 23) 1985 年 6 月 12 日加盟条約調印, 1986 年 1 月 1 日発効 (正式に加盟国となる)。
- 24) 拙稿「スペイン株式会社法におけるコーポレート・ガバナンス」南山法学第 31 巻第 1・2 合併号 429 頁以下。
- 25) 同法における組織再編 (modificaciones estructurales) とは、組織変更 (transformación)・合併 (fusión)・会社分割 (escisión) および事業の全部譲渡 (cesión global de activo y pasivo: 資産・負債の一括譲渡) のことである。
- 26) 経済利益団体 (agrupación de interés económico) とは、経済事業活動を行う者 (営利か非営利か、団体が個人かを問わない) の活動発展と成果改善を目的とする非営利社団法人で (たとえば CEOE = Confederación Española de Organizaciones Empresariales: スペイン経団連など), EU 加盟国は, 1985 年 EC 指令第 2135 号により国内制度化している。
- 27) 事業目的が商事 (商法に定められた行為) なら商事会社 (sociedad mercantil), 主たる目的が商事でなければ民事会社 (sociedad civil) と解されている。ただ, 日本語の問題として厄介なのは, sociedad の意味するところが極めて広いことである (sociedad civil は一般に市民社会を指すことさえある)。sociedad civil を民法上の組合とのみ訳すこともできるが, 日本民法 (667 条以下) で組合は法人格を認められていないから, 注意を要する。スペイン民法では, sociedad civil が法人格を有する場合と有しない場合が想定されている (1669 条) からである。商法に定められていない行為を目的とする例として, 弁護士などの専門職が設立する社団 (sociedad profesional) は, 通常法人格を有するから民事会社である。商事会社と民事会社との区別は, 日本では以前から無意味とされ, 特に 2005 年の会社法第 5 条により民事会社の概念が廃止されたけれども, スペイン会社法を考察する際には気を付けなければならない。Sociedad civil を「民事会社や民法上の組合」と訳さざるを得ない場合がある所以はここに存する。
- 28) 以上「会社の組織再編」については, García Cruces González/José Antonio Moralejo Menéndez, Ignacio, 'Derecho de sociedades' (翻訳・解説: 黒田), 前掲注 1 『現代スペイン法入門』194-196 頁。
- 29) 拙著『新スペイン株式会社法の研究』中央経済社 (1997 年) 174 頁。
- 30) 資本会社法第 263 条は, 「年度計算書類および事業報告は会計監査人の監査を受けることを要する。」と定めている。ところが, この点に関する旧法では, 同じ条文 (株式会社法 203 条 1 項) の後に, 「簡略貸借対照表を提出することができる会社は,

この義務を免れる。」という規定（同条2項）を置いていた。資本金会社法で同様の規定が置かれなかったのは、全く立法者の不手際であって、小規模な会社の外部監査義務の免除は従来どおり認められると解するべきである。同旨：マドリールテンセ大学のサンチェス・カレロ（Juan Sánchez-Calero Guilarte）教授（<http://sanchezcalero.blogspot.com/2010/09/1sc-y-jurisprudencia-reciente.html>），マドリール公証人会のフランチ公証人（<http://www.notariosregistradores.com/REVISADOS/28-MERCANTIL.html>）など。

- 31) Consejeros externos. 以前筆者は「社外取締役」と訳した（拙稿「スペイン株式会社法におけるコーポレート・ガバナンス」南山法学第31巻第1・2合併号）が、これには独立取締役（consejeros independientes）の他に、consejeros dominicales といって、経営には携わらない大株主（会社資本の5%以上の大量保有者）である取締役または大株主により選任された取締役（仮に「大量株式支配取締役」と訳す）も含まれ、これらの取締役をも社外取締役と称することに少々違和感を覚えたのも事実である。経営陣の外に在る取締役という意味で業務外取締役と訳すことにする。スペインでは一般に社内取締役（consejeros internos）＝業務執行取締役（consejeros ejecutivos）と理解されている。ちなみに、2003年に新たに発表されたアルダマ報告（上記拙稿444頁以下参照）によれば、取締役は次のように分類される。

{ Consejeros internos: 社内取締役
= Consejeros ejecutivos: 業務執行取締役
Consejeros externos: 業務外取締役

{ Consejeros dominicales: 大量株式支配取締役
大株主に推薦された取締役
Consejeros independientes: 独立取締役

会社やこれと密接な関係を有する組織（子会社・金融機関・当該会社の支援を受ける団体）と重要な関係を有しないか有したことがない取締役

- 32) 以上については、前掲注31) 拙稿444頁。
- 33) 独立取締役とは、個人的および専門職としての資質により選任され、会社、大量保有株主または会社経営陣（directivos）との関係によって影響されずにその職務を遂行することができる取締役のことであり、統一コード定義規定5は、その独立性を妨げる9項目の要因を詳細に挙げている。たとえば、グループ内の会社の従業員または業務執行取締役であった者（但し前者は3年、後者は5年を限度とする）、グループ内のいずれかの会社と重要な取引関係にあるか、または直近の1年間重要な取引関係にあった取締役（それが自己の名においてであるか、取引関係を維持したまたは維持していた団体の主要株主、取締役、理事もしくは経営トップとしてであるかを問わない）、会社またはそのグループの多額の寄付を受けるか、または直近の3年間多額の寄付を受けた団体の大量保有株主、業務執行取締役、理事もしくは経営

最近のスペイン法の動向

トップである取締役、会社の業務執行取締役または経営トップの配偶者、類似の愛情関係で結ばれた者、または第二親等までの親族である取締役などである。

統一コードでは、独立取締役の員数は取締役全員の3分の1以上であることが要求される（勧告13）。

(2010年12月18日脱稿)